

スポーツ施設における競技場等の使用許可申請手続等の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競技場その他のスポーツ施設における使用許可申請手続等の取扱いについて、使用申込書の申請期間、使用料の納付期日の特例及び全国的な競技大会等の基準等について定めるものである。

(使用申込書の申請期間等)

第2条 名古屋市体育館条例施行細則第4条第2項の表、名古屋市瑞穂公園条例施行細則別表第2、名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則第3条第2項の表、名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則第4条第2項の表、名古屋市港サッカー場条例施行細則第3条第2項の表及び名古屋市総合体育館条例施行細則別表第1（以下「規則等別表」という。）に定める使用申込書の申請期間について、申請を開始する期日（以下「申請開始期日」という。）は、次表に規定するものを除き、該当月の初日（その日が休館（場）日にあたるときはその翌日）とする。

ただし、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用して使用許可申請の手続きをする場合は、「名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営要綱」（以下「情報システム要綱」という。）に従うものとする。

規則等別表に定める申請期間	申請開始期日
使用しようとする日の属する月が1月から3月までのとき 前年7月から	前年7月15日
使用しようとする日の属する月が4月から9月までのとき 1月から	1月20日
使用しようとする日の属する月が10月から12月までのとき 7月から	7月15日
使用しようとする日の属する年の1月から	1月20日
使用しようとする日の属する年度の7月から	7月15日

2 前項で定める申請開始期日である前年7月15日、1月20日又は7月15日に使用許可申請を行おうとする者が多数ある場合は抽選を行うものとする。

ただし、情報システムを利用して抽選を行う場合は、情報システム要綱に従うものとする。

(使用料の納付期日の特例)

第3条 名古屋市体育館条例第5条の2第2項ただし書に定める使用料の納付期日の特例については、別に定めるものを除き、時間外使用に伴う使用料、附属設備使用料等、使用の許可と同時に納付することが困難なものについては、使用料の額が確定後すみやかに納付するものとする。

(全国的な競技大会等の基準)

第4条 規則等別表に定める「全国的な競技大会等に使用する場合」の基準は次のとおりとする。

A	市又は市の機関が主催又は共催し、広く市民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト及びスポーツ教室等のスポーツ行事又はスポーツ指導者の養成及びその資質の向上のための講習会及び研究集会等の開催のために使用するとき。
B	市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）等が学校教育活動の一環として開催する全市的規模の競技大会等で、市長が適当と認める大会等の開催のために使用するとき。
C	国、県、市又は競技団体等が主催又は共催する国際競技大会、国際親善大会及び全国的規模の競技大会等の開催のために使用するとき。
D	西日本、中部又は東海の各ブロック毎の持ち回りの大会として開催される競技大会等のうち、前年度までの開催実績、大会の規模、内容及び日程等を考慮し、市長が適当と認める競技大会等の開催のために使用するとき。
E	愛知県下を活動基盤とする競技団体等が主催する競技大会等のうち、前年度までの開催実績、大会の規模、内容及び日程等を考慮し、市長が適当と認める競技大会等の開催のために使用するとき。
F	その他前年度までの開催実績、大会の規模、内容及び日程等を考慮し、市長が適当と認める競技大会等の開催のために使用するとき。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、スポーツ施設課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。